

会員事業所の皆様へ

<福井労働局>

「業務改善助成金」 をご利用ください！

【「業務改善助成金」とは？】

- ▶ 生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)(※)」を時給換算で 30 円以上の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。
(※)…事業場内最低賃金が、「888円(福井県最低賃金)～918円」の範囲にある事業場に限りです。)
- ▶ 労働局が交付決定後、設備投資など(生産性向上に向けた機械設備の購入のほか、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練も対象となります)を行った場合に、その費用の一部を助成します。事前に交付決定しますので、原則、助成額が変更しません！

【助成率】

- ▶ 事業場内最低賃金の区分に応じて、次のとおりです。
事業場内最低賃金 920 円未満 4/5 (生産性要件を満たした場合 9/10)
920 円以上 3/4 (同上 4/5)

【当助成金の詳細について】

- ★ 当助成金の「リーフレット」や「活用事例」など、詳細については厚生労働省のホームページ(下記のリンク)をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyuu/03.html

- ★業務改善助成金業種別事例集(宿泊業・飲食サービス業編)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000621425.pdf>

- ★業務改善助成金業種別事例集(生活関連サービス業・娯楽業編)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000621427.pdf>

【申請期限】

令和6年1月31日

- ▶ 但し、当助成金の予算額に達した場合、申請期限前に受付を終了する場合があります

ります。

- ▶ 助成対象事業は、令和6年2月28日までに完了していただく必要があります。

【お問合せ】

「業務改善助成金コールセンター」

フリーダイヤル 0120-366-440（平日 8:30~17:15）

【申請先】

厚生労働省 福井労働局 雇用環境・均等室

（福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎9階）

電話 0776-22-0221（平日 8:30~17:15）

【「働き方改革推進支援センター」をご利用ください】

当助成金のほか、各種助成金に関するご相談（どのような助成金を利用できるか…など）・働き方改革に関するあらゆるご相談について、専門家が無料でご相談に応じます。お気軽にご利用ください。

「ふくい働き方改革推進支援センター」（厚生労働省委託事業）

（福井市木田2丁目8番1号）

電話 0120-14-4864（平日 9:00~17:00）

URL 下記のリンクをご参照ください。

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/fukui/>

<本件担当>

厚生労働省 福井労働局 雇用環境・均等室

電話 0776-22-0221（平日 8:30~17:15）
